【資料①】

「個人情報目的外利用の協議」一覧(令和6年4月～6月受付分)

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間		的外利用等の根拠規	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
1	6- 1	税務課	都市計画課	まちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出（建築確認）に係る書類の個人情報の目的外利用について	・税務課は固定資産税評価業務を実施。 ・適正な固定資産税評価を行うため、まちづくり条例施行規則第１０条第２項の規定に基づく申出（建築確認）に係る書類（配置図、平面図、立面図、断面図、建築物の構造等）が必要。 ・地方税法第２０条の１１において、「徴税吏員は、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる」とされている。 ・長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会答申（平成１２年２月１６日付）において、本人以外からの個人情報の収集が適当と認められていた。 ・適正な固定資産評価を行うため、都市計画課が保有している申出（建築確認）に係る書類の目的外利用を依頼するもの。	データ・文書の提供	4月1日	～3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第５条 税務課資産税係（１）「固定資産税に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用するものである。 ・適正に、新増築家屋の固定資産税評価事業を実施するため、税務課では保有していないまちづくり条例施行規則第１０条第２項の規定に基づく申出（建築確認）に係る書類を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。	・氏名 ・建築場所 ・建物の種類 ・建築図面		可	○ 過去に協議済
2	6- 2	教育総務課	市民課	教育政策の立案及び、教育振興基本計画策定に向けた校区別児童生徒数推計作成のための個人情報の提供について	・今後の教育政策の立案や教育振興基本計画策定の基礎資料として、校区別の人口を把握する必要があるため、毎年4月に住民基本台帳からの個人情報の抽出作業を行うことについて申し出るもの ・依頼課で市民アンケート調査システムによる調査対象者の抽出を行い校区別の人口把握を行う。 ・１０年毎に作成される教育振興基本計画策定の際に作成資料として委託業者に小学校区ごとの性別・年齢１歳階級別の人数のみをCSV等のデータで提供する(次回令和１２年)。	データの提供	4月1日	～3月31日	法第69条第2項第3号(他機関への提供)	長岡京市教育委員会事務局組織規則第６条　教育総務課　総務・施設整備担当　(7)「教育委員会の基本的政策の企画立案及び総合調整に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。 教育振興基本計画策定のため。	・住所(番地以外) ・生年月日 ・性別 ・校区	○	可	
3	6- 3	防災・安全推進室	税務課	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムへの固定資産課税台帳データ取込に係る個人情報の目的外利用について（被災者生活再建支援事務について）	り災証明書や被災者台帳発行にあたり、家屋に係る固定資産課税台帳（所有者名・所有者住所）のデータを京都府共同利用型被災者生活再建支援システムに取り込むため、税務課が所有している固定資産台帳の個人情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	4月1日	～3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	①災害対策基本法第90条の２第２項《り災証明発行について》 ②災害対策基本法第90条の３第3項、第90条の４第1項第2号《被災者台帳発行について》 ※令和元年度第2回審議会において、目的外利用は問題なしとの答申(令１－９)あり。 ※システムに登録した個人情報は、京都府、同システムを利用する他の市町村ならびに乙訓消防組合で利用されることはない。	・氏名(家屋の所有者氏名)　・住所(家屋の所在地)　口生年月日 ・家屋の登記事項（未登記家屋はそれに準ずる）		可	
4	6- 4	乙訓消防組合 長岡京消防署長	農林振興課	火災予防の周知、その他消防の用に供する緊急連絡先としての長岡京市森林組合役員及び長岡京市農家組合長の個人情報の提供について	・乙訓消防組合長岡京消防署は火災予防の周知、その他消防の用に供する緊急連絡先として使用するため、農林振興課が保有している長岡京市森林組合役員及び長岡京市農家組合長の個人情報の提供を依頼するもの。	データの提供	提供があった日	～3月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	・本人の同意	・氏名 ・住所 ・電話番号		可	○ 過去に協議済

【資料①】

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間			的外利用等の根拠規	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
5	6-5	乙訓消防組合長岡京消防署	自治・共助振興室	消防業務に供するための長岡京市自治会長名簿に関する個人情報の提供について	・乙訓消防組合長岡京消防署は、火災予防の周知、その他消防の用に供する緊急連絡先として使用するため、自治・共助振興室が自治会支援業務のために収集している「自治会長名簿」について、個人情報の提供を依頼するもの。	文書の提供	提供があった日	～	3月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	・本人の同意	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス		可	○ 過去に協議済
6	6-6	医療年金課	障がい福祉課	精神障がい者の医療費助成制度創設に伴う個人情報の目的外利用について	京都府の福祉医療制度拡充により、令和６年８月から精神障がい者の医療費助成制度が創設されることに伴い、精神障害者手帳１級及び２級保持者に対して、制度周知文書及び申請書等を送付するため、障がい福祉課が保有する、精神障害者手帳１級及び２級保持者の個人情報の目的外利用・提供を依頼するもの。	データの提供	5月6日	～	9月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条　医療年金課　医療係(2)「福祉医療に関すること。」及び(3)「重度心身障がい老人健康管理事業に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。 ・制度周知を適正に実施するため、障がい福祉課から、精神障害者手帳保持者の個人情報の情報提供を受ける必要があるため。	・氏名 ・住所（住所地及び居所）　・生年月日 ・個人コード、電話番号、送付先、精神障害者手帳等級、重複障がい等級、点字対応の有無、窓口受取希望の有無		可	
7	6-7	総合計画推進課	市民課	第３期基本計画策定に係る市民アンケート調査に伴う個人情報の目的外利用について	第３期基本計画策定のための基礎資料作成にあたり、広く市民の意向を踏まえた計画とすることを目的に、長岡京市在住の18歳以上の市民を無作為に抽出し市民アンケートを実施する。	データ・文書の提供	5月中旬	～	6月下旬	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第５条　総合計画推進課　企画総務・行革担当(5)「総合計画に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用するため。 ・第３期基本計画策定のため。	・氏名 ・住所 ・生年月日 ・性別	○	可	
8	6-8	総務課	高齢介護課	生活応援給付金の通知に伴う個人情報の目的外利用について	給付金の支給対象者（令和５年度住民税非課税世帯）のうち、宛所不明により通知文書が返戻され、給付金の支給に至っていない世帯を対象に、高齢介護課が保有している住基上の住所と異なる送付先の情報の目的外利用を依頼するもの。	データの閲覧	4月26日	～	5月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・依頼内容に関する情報は、長岡京市事務分掌規則に規定している事務の遂行に必要な限度である。 ・また、当該情報は高齢介護課への個人情報利用依頼以外の方法で収集することは困難であり、相当の理由があると認められる。	・氏名 ・住所		可	
9	6-9	国民健康保険課	高齢介護課	後期高齢者健康診査事業の受診票送付における施設入所者に関する個人情報の目的外利用について	・国民健康保険課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査を実施。 ・対象者は４０歳以上７５歳未満の長岡京市国民健康保険の被保険者 ・長岡京市特定健康診査等実施要綱第３条に基づき、施設入所者は特定健康診査の対象から除く。 ・健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	5月14日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第５条　国民健康保険課　国保係（３）「国民健康保険の保健事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・適正に、特定健康診査事業を実施するため、国民健康保険課では保有していない施設入所者情報を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。	・氏名 ・生年月日 ・入所施設名 ・入所年月日		可	○ 過去に協議済

【資料①】

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間			的外利用等の根拠規	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
10	6- 10	健康づくり推進課	生活支援課	健康増進法による健康診査事業の受診票送付における生活保護被保護者に関する個人情報の目的外利用について	・健康づくり推進課は、健康増進法に規定する健康診査を実施。 ・対象者は４０歳以上の本市在住の生活保護の被保護者等 ・長岡京市特定健康診査等実施要綱第２７条に基づき、生活保護被保護者に健康診査の受診票を送付する必要があるため、生活支援課が保有している生活保護被保護者の情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	5月22日	～	6月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第５条　健康づくり推進課　保健企画担当（９）「各種健（検）診に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・適正に、健康増進法による健康診査事業を実施するため、健康づくり推進課では保有していない生活保護被保護者情報を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。	・氏名 ・生年月日 ・住所		可	○ 過去に協議済
11	6- 11	子育て支援課	医療年金課	児童手当の現況届に係る事務における児童手当・特例給付受給資格者の加入医療保険情報の目的外利用について	・子育て支援課は児童手当に関する業務を実施。 ・児童手当の現況届に係る事務において、児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を確認するため、医療年金課が保有している子の加入医療保険情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	5月20日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第５条　子育て支援課　子育て支援係（５）「児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・「児童手当法施行規則」改正に伴い、令和４年度から児童手当の現況届について、「児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を公簿等で確認できる場合は省略できる」とされ、また、「医療費助成制度で把握した加入医療保険情報等によりその区分を確認しても差し支えない」とされた。 ・個人情報保有課が保有する子の加入医療保険情報を提供することは、児童手当認定事務の効率化や受給者の手間を省くという点でも相当な理由と認められる。	・氏名 ・生年月日 ・宛名番号 ・年齢 ・保険種別 ・被保険者名 ・保険取得年月日		可	○ 過去に協議済
12	6- 12	健康づくり推進課課	高齢介護課	後期高齢者健康診査事業の受診票送付における施設入所者に関する個人情報の目的外利用について	・健康づくり推進課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する長寿(後期高齢者)健康診査を実施。 ・対象者は本市在住の京都府後期高齢者医療の被保険者 ・長岡京市特定健康診査等実施要綱第１５条に基づき、施設入所者は長寿（後期高齢者）健康診査の対象から除く。 ・健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	5月14日	～	6月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第５条　健康づくり推進課　保健企画担当（１０）「後期高齢者健康診査事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・適正に、後期高齢者健康診査事業を実施するため、健康づくり推進課では保有していない施設入所者情報を個人情報保有課から情報提供を受ける必要がある。	・氏名 ・生年月日 ・入所施設名　・入所年月日		可	○ 過去に協議済
13	6- 13	医療年金課	障がい福祉課	障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の更新事務に係る身体障害者手帳および療育手帳に関する個人情報の目的外利用について	障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の更新事務に係る認定、喪失事務を実施するため、障がい福祉課が保有する身体障害者手帳および療育手帳の情報が必要となる。	文書の提供	6月1日	～	7月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	更新作業の自動化に伴い、本人からの閲覧承諾を得ていることを前提に、受給資格の条件である手帳の等級を有しているか確認する必要があるため。	・氏名 ・生年月日 ・身体障害者手帳および療育手帳の再交付の手続きの有無 ・再交付後の手帳の種別 ・等級 ・手帳発行者 ・手帳番号 ・交付日 ・有効期限		可	○ 過去に協議済

【資料①】

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間			的外利用等の根拠規	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
14	6- 14	環境政策室	税務課	関田１丁目１９－４新ビルの所有者情報（登記情報・連絡先等）に係る個人情報の目的外利用について	近隣の騒音トラブルの解決を図るため、税務課に当該家屋に係る所有者情報（登記情報・連絡先等）の提供を依頼するもの。	データの提供	6月13日			法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条　環境経済部環境政策室　環境保全担当　(3)「騒音、振動及び悪臭に関すること」及び(4「)公害・生活環境に係る苦情処理に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有情報を利用するものである。 ・上記住所の物件の店舗と近隣住民の騒音トラブルが続いており、環境政策室はその解決を図るため、所有者と連絡を取りたいが、所有者の住所や連絡先がわからないため、当該家屋に係る所有者情報（登記情報・連絡先等）の提供を税務課に求めているもの。	・氏名 ・住所 ・連絡先		否	
15	6- 15	男女共同参画センター	市民課	長岡京市男女共同参画市民意識調査に伴う個人情報の目的外利用について	長岡京市男女共同参画計画第８次計画策定のための基礎資料作成にあたり、男女共同参画社会に関する市民の意識と実態把握を目的に、長岡京市男女共同参画市民意識調査を実施するため、市民課が保有している住民基本台帳の個人情報の目的外利用・提供を依頼するもの。	文書の提供	8月1日	～	9月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	長岡京市事務分掌規則第5条　男女共同参画センター　男女共同参画・交流支援係(2)「男女共同参画に係る施策の企画、立案及び調整に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため、 長岡京市男女共同参画市民意識調査を適正に実施するため、市民課から、住民基本台帳の情報提供を受ける必要があるため。	・氏名 ・生年月日 ・住所 ・性別	○	可	

「個人情報目的外利用の協議」一覧(令和５年11月～3月受付分)

連番	受付番号	依頼課(依頼機関)	個人情報保有課	目的外利用等に係る個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間			的外利用等の根拠規	目的外利用等の理由	利用項目	委託の有無	目的外利用等可否	協議省略
5年度	5- 21	子育て支援課	市民課	長岡京市こども計画及び第３期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施に係る個人情報の目的外利用について	長岡京市こども計画及び第３期子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料作成にあたり、子ども・子育て支援のサービス量を推計することを目的に市内在住の就学前および小学生児童の保護者2,400人を無作為に抽出し、ニーズ調査を実施するため、市民課に情報の提供を依頼するもの。	データの提供	1月17日	～	1月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第５条 子育て支援課 子育て支援係(2)「子ども・子育て支援の事業計画に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用するものである。 ・適正に実施対象者を抽出するため、子育て支援課では保有していない情報を所管課から提供を受ける必要があるため。	・氏名 ・生年月日 ・住所 ・性別		可	